



# 熊本県公報

号外 第 16 号  
平成 27 年 3 月 31 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則…………… (団体支援課) 1
- 熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 29

## 規 則

熊本県水産業協同組合法施行細則をここに公布する。  
平成 27 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 21 号

熊本県水産業協同組合法施行細則

熊本県水産業協同組合法施行細則 (昭和 24 年熊本県規則第 109 号) の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水産業協同組合法 (昭和 23 年法律第 242 号。以下「法」という。) の施行に関し、水産業協同組合法施行令 (平成 5 年政令第 328 号。以下「政令」という。)、水産業協同組合法施行規則 (平成 20 年農林水産省令第 10 号。以下「省令」という。) 及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令 (平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 2 号。以下「命令」という。) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「組合」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 漁業協同組合 (県の区域を超える区域を地区とするものを除く。)
- (2) 漁業生産組合
- (3) 水産加工業協同組合 (県の区域を超える区域を地区とするものを除く。)

2 この規則において「連合会」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 漁業協同組合連合会 (県の区域を地区とするもの及び県の区域を超える区域を地区とするものを除く。)
- (2) 水産加工業協同組合連合会 (県の区域を地区とするもの及び県の区域を超える区域を地区とするものを除く。)
- (3) 共済水産業協同組合連合会 (県の区域を地区とするもの及び県の区域を超える区域を地区とするものを除く。)

(資源管理規程の設定又は変更の認可の申請)

第 3 条 法第 11 条の 2 第 1 項 (法第 92 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による認可 (法第 11 条の 2 第 1 項の変更の認可を含む。) の申請は、資源管理規程設定 (変更) 認可申請書 (別記第 1 号様式) により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資源管理規程の変更をしようとする場合にあっては、資源管理規程の新旧条文の対照表
- (2) 資源管理規程の設定又は変更の理由を記載した書面  
(資源管理規程の廃止の届出)

第 4 条 政令第 3 条第 3 項の規定による届出は、資源管理規程廃止届出書 (別記第 2 号様式) により行うものとする。

(信用事業規程の設定の認可の申請)

第 5 条 法第 11 条の 4 第 1 項 (法第 92 条第 1 項、第 96 条第 1 項及び第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による認可の申請は、信用事業規程設定認可申請書 (別記第 3 号様式) により行うものとする。

2 前項の申請書には、信用事業規程を添付しなければならない。

(信用事業規程の変更又は廃止の認可の申請)

第 6 条 法第 11 条の 4 第 3 項 (法第 92 条第 1 項、第 96 条第 1 項及び第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による認可の申請は、信用事業規程変更 (廃止) 認可申請書 (別記第 4 号様式) により行うものとする。

(信用事業規程の変更の届出)

第 7 条 法第 11 条の 4 第 4 項 (法第 92 条第 1 項、第 96 条第 1 項及び第 100 条第 1

- 項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、信用事業規程変更届出書(別記第5号様式)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、信用事業規程の新旧条文の対照表を添付しなければならない。
- (信用事業方法書の設定、変更又は廃止の届出)
- 第8条 法第5条第4項の規定による届出は、信用事業方法書設定(変更・廃止)届出書(別記第6号様式)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 信用事業方法書の設定をした場合
- (2) 信用事業方法書の変更をした場合
- (表)
- (共済規程の設定の認可の申請)
- 第9条 法第15条の2第1項(法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請は、共済規程設定認可申請書(別記第7号様式)により行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 共済規程
- (2) 共済規程の設定の理由を記載した書面
- (3) 共済規程の変更又は廃止の認可の申請
- (共済規程の変更又は廃止の認可の申請)
- 第10条 法第15条の2第2項(法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請は、共済規程変更(廃止)認可申請書(別記第8号様式)により行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 共済規程の変更をしようとする場合にあっては、共済規程の新旧条文の対照表
- (2) 共済規程の変更又は廃止の理由を記載した書面
- (3) 共済規程の変更又は廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本(法第48条第5項の規定によらずに共済規程の変更について総会又は総代会の議決を経ることを要しないものとした場合、当該議決を経ることとして定款で他の手続を要するものとしていないときは、当該手続を経たことを証する書面)
- (共済規程の変更の届出)
- 第11条 法第15条の2第3項(法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、共済規程変更届出書(別記第9号様式)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、共済規程の新旧条文の対照表を添付しなければならない。
- (理事等の就任又は退任の届出)
- 第12条 法第34条第5項(以下この条において「理事等」という。)の就任及び退任は、理事、監事又は参事(以下この条において「理事等」という。)の就任又は退任があったときは、その日から2週間以内に、理事等就任(退任)届出書(別記第10号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 理事等の就任又は退任の理由を記載した書面
- (2) 理事等が新たに就任した場合には、当該理事等の氏名、住所、役職及び略歴を記載した書面
- (3) 理事等が退任した場合には、当該理事等の氏名及び役職を記載した書面
- (役員等の兼業の認可の申請)
- 第13条 法第34条の5第1項ただし書(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請は、役員等兼職(兼業)認可申請書(別記第11号様式)により行うものとする。
- (一時理事若しくは監事の職務を行う者の選任又は総会の招集の請求)
- 第14条 法第43条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による請求は、一時理事(監事)選任(総会招集)請求書(別記第12号様式)により行うものとする。
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任又は総会若しくは総代会の招集を請求する理由を記載した書面
- (2) 一時理事又は監事の職務を行うべき者の選任を請求する場合には、当該選任に関する意見を記載した書面
- (3) 利害関係人であることを証する書面
- (一時代表理事の職務を行う者の選任の請求)
- 第15条 法第43条第3項(法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による請求は、一時代表理事選任請求書(別記第13号様式)により行うものとする。
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求する理由を記載した書面
- (2) 一時代表理事の職務を行うべき者の選任に関する意見を記載した書面
- (3) 利害関係人であることを証する書面
- (定款の変更の認可の申請)
- 第16条 法第48条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第

- 100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請は、定款の変更認可申請書(別記第14号様式)により行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 定款の新旧条文の対照表
  - (2) 定款の変更の理由を記載した書面
  - (3) 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
  - (4) 出資1口の金額の減少に係る定款の変更をしようとする場合にあっては、次に掲げる書類
    - ア 法第53条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により作成した財産目録(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告(法第53条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により公告を官報のほかに時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子広告によつてしたときは、当該債権者に対する若しくは相当の財又は担保を信託し、若しくは出資1口の金額を減少して、若しくは出資1口の金額の増加に係る定款の変更をしようとする場合にあっては、組合員又は会員の全員の同意を得たることを証する書面
    - (6) その他知事が必要と認める事項を記載した書面
- (定款の変更の届出)
- 第17条法第48条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、定款の新旧条文の対照表を添付しなければならない。
- 2 前項の届出書には、定款の全部の譲渡又は移転の届出)
- 第18条法第54条の4第4項(法第96条第3項において準用する場合を含む。)において準用する法第54条の2第7項の規定により届出は、共済事業(共済契約)全部譲渡(移転)届出書(別記第16号様式)により行うものとする。
- 2 前項の届出書には、共済事業又は共済契約の全部の譲渡又は移転の内容を記載した書面を添付しなければならない。
- (設立の認可の申請)
- 第19条法第63条第1項(法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の8第4項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請は、設立認可申請書(別記第17号様式)により行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 設立の理由を記載した書面
  - (2) 法第63条第2項(法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の8第4項において準用する場合を含む。)に規定する報告書
  - (3) 設立準備会及び創立総会の議事録の謄本
  - (4) 法第60条第1項(法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の8第4項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により作成した目論見書
  - (5) 法第60条第1項及び第62条第1項(法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の8第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告をしたことを証する書面
  - (6) 定款作成委員の名簿
  - (7) 設立当時の役員履歴書
  - (8) 組合員・会員名簿(別記第18号様式)
  - (9) 事務所の位置を記載した書面
  - (10) その他知事が必要と認める事項を記載した書面
- (解散の決議の認可の申請)
- 第20条法第68条第2項(法第86条第4項、第96条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定による認可の申請は、解散決議認可申請書(別記第19号様式)により行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 解散の理由を記載した書面
  - (2) 解散の議決をした総会の議事録の謄本
  - (3) その他知事が必要と認める事項を記載した書面
- (解散の届出)
- 第21条法第68条第5項(法第86条第4項、第96条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。)又は第91条第5項(法第100条第5項におい



## 別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

## 資源管理規程設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

代表する理事の氏名

印

水産業協同組合法 (第 9 2 条第 1 項において準用する同法) 第 1 1 条の 2 第 1 項の規定により資源管理規程の設定 (変更) の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

## 関係書類

- 1 資源管理規程
- 2 資源管理規程の設定又は変更の理由を記載した書面
- 3 資源管理規程の設定又は変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 水産業協同組合法第 1 1 条の 2 第 3 項 (同法第 9 2 条第 1 項において準用する場合を含む。) の同意を得たことを証する書面
- 5 海洋水産資源開発促進法第 1 3 条第 1 項に規定する資源管理協定又は漁業法第 8 条第 1 項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則 (以下「漁業権行使規則等」という。) が存する場合にあっては、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従った内容のものであることを証する書面
- 6 資源管理規程の変更をしようとする場合にあっては、次に掲げる書類
  - (1) 資源管理規程の新旧条文の対照表
  - (2) 資源管理規程の変更が水産業協同組合法施行規則第 3 条の規定により定めた資源管理規程を変更する場合の手続に従って行われたことを証する書面
- 7 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

## 備考

- 1 代表する理事の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

資源管理規程廃止届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
名称  
代表する理事の氏名

年 月 日に資源管理規程を廃止しましたので、水産業協同組合法施行令第 3 条第 3 項の規定により次の関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

資源管理規程の廃止が水産業協同組合法施行規則第 3 条の規定により定めた資源管理規程を廃止する場合の手続に従って行われたことを証する書面

(日本工業規格 A 4)

別記第 3 号様式 (第 5 条関係)

信用事業規程設定認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

代表する理事の氏名

印

水産業協同組合法（第 9 2 条第 1 項・第 9 6 条第 1 項・第 1 0 0 条第 1 項において準用する同法）第 1 1 条の 4 第 1 項の規定により信用事業規程の設定の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 信用事業規程
- 2 信用事業規程の設定の理由を記載した書面
- 3 信用事業規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

(日本工業規格 A 4)

備考

- 1 代表する理事の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

## 別記第 4 号様式 (第 6 条関係)

## 信用事業規程変更 (廃止) 認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

代表する理事の氏名

印

水産業協同組合法 (第 9 2 条第 1 項・第 9 6 条第 1 項・第 1 0 0 条第 1 項において準用する同法) 第 1 1 条の 4 第 3 項の規定により信用事業規程の変更 (廃止) の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

## 関係書類

- 1 信用事業規程の変更をしようとする場合にあっては、信用事業規程の新旧条文の対照表
- 2 信用事業規程の変更又は廃止の理由を記載した書面
- 3 信用事業規程の変更又は廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

(日本工業規格 A 4)

## 備考

- 1 代表する理事の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。



別記第 5 号様式 (第 7 条関係)

信用事業規程変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
名称  
代表する理事の氏名

年 月 日に次の関係書類のとおり信用事業規程を変更しましたので、水産業協同組合法 (第 9 2 条第 1 項・第 9 6 条第 1 項・第 1 0 0 条第 1 項において準用する同法) 第 1 1 条の 4 第 4 項の規定により届け出ます。

関係書類

信用事業規程の新旧条文の対照表

(日本工業規格 A 4)

備考 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 6 号様式（第 8 条関係）

信用事業方法書設定（変更・廃止）届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
名称  
代表する理事の氏名

年 月 日に（次の関係書類のとおり）信用事業方法書の設定（変更・廃止）を  
しましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 5 条第 4 項の規定により届け出ま  
す。

関係書類

- 1 信用事業方法書の設定をした場合にあつては、信用事業方法書
- 2 信用事業方法書の変更をした場合にあつては、信用事業方法書の新旧条文の対照表

（日本工業規格 A 4）

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 7 号様式 (第 9 条関係)

共済規程設定認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

代表する理事の氏名

印

水産業協同組合法 (第 9 6 条第 1 項・第 1 0 0 条の 8 第 1 項において準用する同法) 第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により共済規程の設定の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 共済規程
- 2 共済規程の設定の理由を記載した書面
- 3 共済規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

(日本工業規格 A 4)

備考

- 1 代表する理事の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

## 別記第 8 号様式 (第 1 0 条関係)

## 共済規程変更 (廃止) 認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

代表する理事の氏名

印

水産業協同組合法 (第 9 6 条第 1 項・第 1 0 0 条の 8 第 1 項において準用する同法) 第 1 5 条の 2 第 2 項の規定により共済規程の変更 (廃止) の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

## 関係書類

- 1 共済規程の変更をしようとする場合にあっては、共済規程の新旧条文の対照表
- 2 共済規定の変更又は廃止の理由を記載した書面
- 3 共済規程の変更又は廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本 (水産業協同組合法第 4 8 条第 5 項の規定により共済規程の変更について総会又は総代会の議決を経ることを要しないものとした場合であって、当該変更について定款で他の手続を要するものとしているときは、当該手続を経たことを証する書面)

(日本工業規格 A 4)

## 備考

- 1 代表する理事の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 9 号様式 (第 1 1 条関係)

共済規程変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
名称  
代表する理事の氏名

年 月 日に次の関係書類のとおり共済規程を変更しましたので、水産業協同組  
合法 (第 9 6 条第 1 項・第 1 0 0 条の 8 第 1 項において準用する同法) 第 1 5 条の 2 第 3 項の規  
定により届け出ます。

関係書類

共済規程の新旧条文の対照表

(日本工業規格 A 4)

備考 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 1 0 号様式 (第 1 2 条関係)

理事等就任 (退任) 届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

代表する理事の氏名

年 月 日に理事 (監事・参事) の就任 (退任) がありましたので、熊本県水産業協同組合法施行細則第 1 2 条第 1 項の規定により次の関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

- 1 理事、監事又は参事の就任又は退任の理由を記載した書面
- 2 理事、監事又は参事が新たに就任した場合にあっては、当該理事、当該監事又は当該参事の氏名、住所、役職及び略歴を記載した書面
- 3 理事、監事又は参事が退任した場合にあっては、当該理事、当該監事又は当該参事の氏名及び役職を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

## 別記第 1 1 号様式 (第 1 3 条関係)

## 役員等兼職 (兼業) 認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

組合 (連合会) の名称

役職

住所

氏名

印

水産業協同組合法 (第 9 2 条第 3 項・第 9 6 条第 3 項・第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法) 第 3 4 条の 5 第 1 項ただし書の規定により役員等の兼職 (兼業) の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

## 関係書類

- 1 兼職又は兼業の理由を記載した書面
- 2 履歴書
- 3 当該組合又は当該連合会における常務の処理方法及び勤務状況を記載した書面
- 4 他の組合若しくは連合会又は法人 (以下「他の組合等」という。) の常務に従事しようとする場合には、当該他の組合等における常務の処理方法及び当該組合又は当該連合会と当該他の組合等との取引その他の関係を記載した書面並びに当該他の組合等の定款、最終の事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書若しくは利益処分計算書又は損失金処理計算書若しくは損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 5 現在営んでいる事業を継続して営もうとする場合には、その事業の種類及び方法、その事業の最近における業務、財産及び損益の状況並びに申請の日から起算して 1 年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 6 新たに事業を営もうとする場合には、その事業の種類及び方法並びにその事業開始後 1 年間における取引及び収支の予想を記載した書面
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

## 備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 1 2 号様式 (第 1 4 条関係)

一時理事 (監事) 選任 (総会招集) 請求書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地 〕

組合 (連合会) について、一時理事 (監事) の職務を行うべき者の選任 (役員  
の選挙 (選任) をするための総会 (総代会) の招集) をしていただきたいので、水産業協同組  
合法 (第 8 6 条第 2 項・第 9 2 条第 3 項・第 9 6 条第 3 項・第 1 0 0 条第 3 項・第 1 0 0 条の 8 第 3  
項において準用する同法) 第 4 3 条第 1 項の規定により次の関係書類を添えて請求します。

関係書類

- 1 一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任又は総会若しくは総代会の招集を請求する理由を記載した書面
- 2 一時理事又は監事の職務を行うべき者の選任を請求する場合にあつては、当該選任に関する意見を記載した書面
- 3 利害関係人であることを証する書面

(日本工業規格 A 4)

備考

- 1 氏名 (法人にあつては、法人の代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。



別記第 1 3 号様式 (第 1 5 条関係)

一時代表理事選任請求書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地 〕

組合 (連合会) について、一時代表理事の職務を行う者の選任をしていただきたいので、水産業協同組合法 (第 9 2 条第 3 項・第 9 6 条第 3 項・第 1 0 0 条第 3 項・第 1 0 0 条の 8 第 3 項において準用する同法) 第 4 3 条第 3 項の規定により次の関係書類を添えて請求します。

関係書類

- 1 一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求する理由を記載した書面
- 2 一時代表理事の職務を行うべき者の選任に関する意見を記載した書面
- 3 利害関係人であることを証する書面

(日本工業規格 A 4)

備考

- 1 氏名 (法人にあつては、法人の代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

## 別記第14号様式（第16条関係）

## 定款変更認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

代表する理事の氏名

印

水産業協同組合法（第86条第2項・第92条第3項・第96条第3項・第100条第3項・第100条の8第3項において準用する同法）第48条第2項の規定により定款の変更の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

## 関係書類

- 1 定款の新旧条文の対照表
- 2 定款の変更の理由を記載した書面
- 3 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 出資1口の金額の減少に係る定款の変更をしようとする場合にあっては、次に掲げる書類
  - (1) 水産業協同組合法第53条第1項（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
  - (2) 水産業協同組合法第53条第2項（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（同法第53条第3項（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子広告によってした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は出資1口の金額を減少しても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 5 出資1口の金額の増加に係る定款の変更をしようとする場合にあっては、組合員又は会員の全員の同意を得たことを証する書面
- 6 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

(日本工業規格A4)

## 備考

- 1 代表する理事の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 1 5 号様式 (第 1 7 条関係)

定款変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
名称  
代表する理事の氏名

次の関係書類のとおり定款を変更しましたので、水産業協同組合法（第 8 6 条第 2 項・第 9 2 条第 3 項・第 9 6 条第 3 項・第 1 0 0 条第 3 項・第 1 0 0 条の 8 第 3 項において準用する）第 4 8 条第 4 項の規定により届け出ます。

関係書類

定款の新旧条文の対照表

(日本工業規格 A 4)

備考 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 1 6 号様式 (第 1 8 条関係)

共済事業 (共済契約) 全部譲渡 (移転) 届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
名称  
代表する理事の氏名

年 月 日に次の関係書類のとおり 組合 (連合会) に共済事業 (共済契約) の全部の譲渡 (移転) をしましたので、水産業協同組合法 (第 9 6 条第 3 項において準用する同法) 第 5 4 条の 4 第 4 項において準用する同法第 5 4 条の 2 第 7 項の規定により届け出ます。

関係書類

共済事業又は共済契約の全部の譲渡又は移転の内容を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

## 別記第 1 7 号様式 (第 1 9 条関係)

## 設立認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

( ) 組合 (連合会) 設立発起人

住所

氏名

印

水産業協同組合法 (第 8 6 条第 3 項・第 9 2 条第 4 項・第 9 6 条第 4 項・第 1 0 0 条第 4 項・第 1 0 0 条の 8 第 4 項において準用する同法) 第 6 3 条第 1 項の規定により 組合 (連合会) の設立の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

## 関係書類

- 1 定款
- 2 事業計画
- 3 設立の理由を記載した書面
- 4 水産業協同組合法第 6 3 条第 2 項 (同法第 8 6 条第 3 項、第 9 2 条第 4 項、第 9 6 条第 4 項、第 1 0 0 条第 4 項及び第 1 0 0 条の 8 第 4 項において準用する場合を含む。) に規定する報告書
- 5 設立準備会及び創立総会の議事録の謄本
- 6 水産業協同組合法第 6 0 条第 1 項 (同法第 8 6 条第 3 項、第 9 2 条第 4 項、第 9 6 条第 4 項、第 1 0 0 条第 4 項及び第 1 0 0 条の 8 第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定により作成した目論見書
- 7 水産業協同組合法第 6 0 条第 1 項及び第 6 2 条第 1 項 (同法第 8 6 条第 3 項、第 9 2 条第 4 項、第 9 6 条第 4 項、第 1 0 0 条第 4 項及び第 1 0 0 条の 8 第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による公告をしたことを証する書面
- 8 定款作成委員の名簿
- 9 設立当時の役員の履歴書
- 1 0 組合員・会員名簿
- 1 1 事務所の位置を記載した書面
- 1 2 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

## 備考

- 1 氏名及び住所は、発起人全員の氏名及び住所を連記してください。
- 2 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 3 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。



別記第 1 9 号様式 (第 2 0 条関係)

解散決議認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

代表する理事の氏名

印

水産業協同組合法 (第 8 6 条第 4 項・第 9 6 条第 5 項・第 1 0 0 条の 8 第 5 項において準用する同法) 第 6 8 条第 2 項 ( (第 1 0 0 条第 5 項において準用する同法) 第 9 1 条第 2 項) の規定により 組合 (連合会) の解散の決議の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 解散の理由を記載した書面
- 2 解散の議決をした総会の議事録の謄本
- 3 その他知事が必要と認める事項を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

備考

- 1 代表する理事の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 2 0 号様式 (第 2 1 条関係)

解散届出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
名称  
代表する理事の氏名

年 月 日に 組合 (連合会) を解散しましたので、水産業協同組合法 (第 8 6 条第 4 項・第 9 6 条第 5 項・第 1 0 0 条の 8 第 5 項において準用する同法) 第 6 8 条第 5 項 ( (第 1 0 0 条第 5 項において準用する同法) 第 9 1 条第 5 項) の規定により次の関係書類を添えて届け出ます。

関係書類

解散の理由を記載した書面

(日本工業規格 A 4)

備考 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。



別記第 2 1 号様式(第 2 2 条関係)

(表面)

合併認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

代表する理事の氏名

印

住所

名称

代表する理事の氏名

印

水産業協同組合法（第 8 6 条第 4 項・第 9 2 条第 5 項・第 9 6 条第 5 項・第 1 0 0 条第 5 項・第 1 0 0 条の 8 第 5 項において準用する同法）第 6 9 条第 2 項の規定により 組合（連合会）と 組合（連合会）との合併の認可を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 合併契約の内容を記載した書面
- 2 合併の理由を記載した書面
- 3 合併を議決した総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面
- 4 合併後存続する組合若しくは連合会又は合併により設立される組合若しくは連合会の定款、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後 3 事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数又は会員数を記載した書面、役員の履歴書、事務所の位置及び合併後における収支の見込みを記載した書面
- 5 水産業協同組合法施行規則第 1 条第 6 号に規定する信用事業実施組合（以下「信用事業実施組合」という。）又は同条第 9 号に規定する共済事業実施組合（信用事業実施組合を除く。以下「共済事業実施組合」という。）が合併しようとする場合にあっては、次に掲げる書類
  - (1) 水産業協同組合法第 6 9 条第 3 項（同法第 9 2 条第 5 項、第 9 6 条第 5 項、第 1 0 0 条第 5 項及び第 1 0 0 条の 8 第 5 項において準用する場合を含む。）において準用する同法第 6 3 条第 2 項に規定する報告書
  - (2) 信用事業実施組合にあっては、信用事業規程並びに当該組合又は連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者の当該組合又は連合会のために特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所及び合併後における単体自己資本比率の見込みを記載した書面

## (裏面)

- (3) 合併後存続する組合若しくは連合会又は合併により設立される組合若しくは連合会が当該合併により子会社対象会社を子会社とする場合には、次に掲げる書類
- ア 信用事業実施組合にあつては、当該子会社対象会社に関する漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第32条第1項第4号に掲げる書面
  - イ 共済事業実施組合にあつては、当該子会社対象会社に関する水産業協同組合法施行規則第90条第1項第4号に掲げる書面
- (4) 合併後存続する組合若しくは連合会又は合併により設立される組合若しくは連合会が子会社等を有する場合には、次に掲げる書類
- ア 信用事業実施組合にあつては、当該組合又は当該連合会及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
  - イ 共済事業実施組合にあつては、当該組合又は当該連合会及びその子会社等の収支の見込みを記載した書面
- (5) 合併後存続する組合若しくは連合会若しくは合併により設立される組合若しくは連合会又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
- 6 組合員又は会員に出資をさせる組合又は連合会が合併しようとする場合にあつては、次に掲げる書類
- (1) 出資の総口数及び総額を記載した書面
  - (2) 水産業協同組合法第69条第4項（同法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する同法第53条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
  - (3) 水産業協同組合法第69条第4項において読み替えて準用する同法第53条第2項の規定による公告及び催告（同条第3項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子広告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書面

(日本工業規格A4)

## 備考

- 1 代表する理事の氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 2 2 号様式 (第 2 3 条関係)

清算終了届出書

年 月 日

熊本県知事 様

( ) 組合清算人

住所

氏名

年 月 日に 組合の清算が終了しましたので、水産業協同組合法第 8 条の 10 の規定により届け出ます。

(日本工業規格 A 4)

別記第 2 3 号様式 (第 2 4 条関係)

業務 (会計) 状況検査請求書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

名称

印

組合 (連合会) の業務 (会計) の状況を検査していただきたいので、水産業協同組合法第 1 2 3 条第 1 項の規定により次の関係書類を添えて請求します。

関係書類

- 1 検査を請求する理由を記載した書面
- 2 総組合員又は総会員の 1 0 分の 1 以上の同意を得たことを証する書面

(日本工業規格 A 4)

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 2 4 号様式 (第 2 5 条関係)

議決 (選挙・当選) 取消請求書

年 月 日

熊本県知事 様

住所  
名称 印

組合 (連合会) について、 年 月 日に決定しました総会 (創立総会) の議決 (選挙・当選) を取り消していただきたいので、水産業協同組合法第 1 2 5 条第 1 項 (第 1 2 5 条第 2 項において準用する同条第 1 項) の規定により次の関係書類を添えて請求します。

関係書類

- 1 総会 (創立総会を含む。) の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする知事の処分又は定款若しくは規約に違反する事実を証する書面
- 2 総組員又は総会員の 1 0 分の 1 以上の同意を得たことを証する書面

(日本工業規格 A 4)

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第22号

熊本県会計規則の一部を改正する規則  
熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表第3 県北広域本部の項中「県北広域本部総務部総務振興課」を「県北広域本部総務部総務課」に改め、同表 県南広域本部の項中「県南広域本部総務部総務振興課」を「県南広域本部総務部総務課」に改める。

別表第4 知事部局の項中「、市町村財政課」を削る。

別表第5 技術短期大学校の項中「総務企画課長」を「総務学生課長」に改める。

別表第6 子ども家庭福祉課の母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹）の職にある出納員の項中「広域本部地域振興局福祉課（）」を「広域本部地域振興局保健福祉環境部福祉課（県央広域本部宇城地域振興局、）」に改め、同表 子ども家庭福祉課の児童扶養手当返納金の回収事務を担当する課長補佐（課長補佐を置かない場合にあっては主幹）の職にある出納員の項中「当該課」の次に「の会計職員」を加え、「及び地域振興局（県央広域本部宇城地域振興局及び上益城地域振興局に限る。）福祉課」を「並びに県央広域本部宇城地域振興局保健福祉環境部福祉課及び上益城地域振興局保健福祉環境部福祉課」に改める。

別表第7の8の項及び10の項中「30万円」を「100万円」に改め、同表11の項中「全部」を削り、「10万円」及び「30万円」を「100万円」に改め、同表12の

「長期に  
出す  
療に  
断に  
経接  
種康  
診す  
除く」  
を  
項中 「長期継続契  
約により支  
出す経費

長期継続契 約により支 出す経費	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書
又は診 要する （予防 又は健 断に要 経費を 。）	請求のあったとき。	請求のあった額	請求書

に、「30万円」を

「100万円」に改め、同表14の項中「30万円」を「80万円」に改め、同表18の項、19の項及び20の項中「30万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。